

「手話言語法（仮称）制定推進事業」報告書

日本財団助成事業

2 0 1 2

財団法人全日本聾啞連盟

目 次

手話言語法を制定することの意見書	1
なぜ、今、「手話言語法」が必要なのか？	2
「手話」を「言語」として保障することの意味は？	5
「手話言語法」の目的は何か？	7
「手話言語法」の構成はどのようなものか？	7
「手話言語法」に規定する用語について	8
日本手話言語法案	12
国内調査報告	16
本調査の目的および経緯	16
研究1：国内における差別事例の収集及びその類型化	17
研究2：東日本大震災によってろう者が直面した 初動における問題状況についての分析	25
研究3：東日本大震災でろう者が直面した問題状況の類型化	32
海外調査報告	44
調査方法	46
ニュージーランド現地調査	48
欧州現地調査	55
・欧州ろう連合	56
・フィンランド	58
・ハンガリー	69
・欧州ろう連合事務総長及び欧州議会議員へのインタビュー記録	77
5つの権利を考える	96
～国内調査と海外調査から見えてきたこと～	
手話言語法（仮称）制定推進委員会の会議報告	99
フォーラム報告	107

はじめに

2006 年 12 月 13 日に第 61 回国連総会において採択された「障害者権利条約」に日本政府は 2007 年に署名し、現在、国内では批准を前提にした国内法の見直しや整備が行われています。

その法整備作業の根幹として、障害者基本法が 2011 年の夏に改正され、公布された改正法、第 3 条三には「言語（手話を含む。）」と日本で初めて手話の言語性が法律で規定されました。

この機会に、言語と認められない為に生じている様々な権利の剥奪や差別を明らかにし、手話はジェスチャーや身振りではなく「言語である」ことを多くに知らせ、ろう者のおかれた状況を改善していきたいと 2010 年より日本財団様より多大なるご支援・協力をいただき手話言語法（仮称）制定推進事業を開始しました。

これは、2 年間、国内はもちろん諸外国の例も含めて調査・研究の結果報告です。

この報告書が、ろう者を取り巻く社会や状況に関心を持っていただく契機となりひいてはこの報告書の研究成果が多くの関係の方々に活用されることにより我が国における「手話言語法」実現への推進の第一歩になれば幸いです。

手話言語法（仮称）制定推進事業
研究委員会
委員長 石野 富志三郎

手話言語法を制定することの意見書

はじめに

財団法人全日本ろうあ連盟（以下、連盟）は、手話に関する法律の制定をめざして、連盟と関係する団体や研究者、教育者等に協力を求め、日本財団の助成で手話言語法制定推進事業（以下、推進事業）を立ち上げました。そして、手話に関する資料の収集、海外における手話関連の法律の調査、国内の実態調査を行い、我が国における手話言語に関する法制度をどのように構築していくかを、審議してきました。

連盟は、手話によるコミュニケーションや情報提供が保障される環境を実現するために、60年以上もの間、運動を続けてきた歴史があります。我が国最初のろう教育は、1878年（明治11年）に京都で始まり、大正、昭和の時代を経て、百校を超えるまでになりましたが、そうしたろう学校の同窓会を母体として、ろう者の集団や全国組織が結成されたことが、手話の社会的認知を国政に提起する大きな原動力となりました。

しかし、ろう者が「オシ」「ツンボ」と蔑まれていた時代から、手話に関する法律の制定が検討されるようになる今日までの道のりは、平坦なものではありませんでした。まず、ろう教育の現場では、1920年（大正9年）代以降、手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で意図的に排除されてきました。それでも、ろう学校の児童や生徒、卒業生は、互いのコミュニケーションにおいて、手話を使い続けてきました。手話の使用が厳しく抑圧される状況においてなお、手話が維持され、発展してきた歴史は、人間の持つ言語獲得に対する本能的渴望を示すものでもあります。しかしながら、手話の獲得は、ろう教育において後回しにされ、ろう者は長い間、手話を使うことに引け目を感じなければなりませんでした。

また、連盟の運動は、日本社会の障害者観や障害者福祉施策の影響も大きく受けました。諸外国に比べても、我が国では障害者に対する差別や偏見が強く見られ、それは手話やろう者への蔑視、極端な口話教育偏重にもつながっていました。当連盟は、そのような中で、差別の壁を超えてろう者が社会参加できる社会を作るべく、運動を展開する方向へと向かいました。また、戦後に始まった日本の障害者福祉施策は、傷痍軍人等の優遇を主な目的としていたため、身心に障害のある人の人間としての尊厳や基本的人権を保障するという視点が欠けていました。そのため、「手話によるコミュニケーション」も障害者福祉施策の一つとしてしか理解されず、基本的人権として保障される必要性が認識されない状態が長く続きました。

さらに、日本では多民族・多言語国家のように言語や文化の多様性が意識されにくかったということも、言語としての手話の認知が遅れた大きな要因となりました。手話は言語領域の施策としてではなく、障害者福祉の領域に偏って扱われてきたのです。

こうした背景から、当連盟は、障害者福祉施策の充実にエネルギーを注いできました。その一環として全国的に展開した手話通訳養成事業、手話通訳派遣事業、手話通訳設置事業は、地域行政による手話講習会の開催や手話サークルの広がりをもたらし、諸外国には例のないほど、手話を学ぶ国民が増える結果となりました。また、差別に対する当連盟の運動は、障害を欠格事由にした法律の改正につながり、ろう者の職業選択の幅は広がりました。自動車運転免許の取得や自らの財産管理もできるようになりました。

以上のように、当連盟は、当事者運動を展開して福祉分野での取り組みは拡大してきましたが、司法、立法、行政、医療、教育等のあらゆる分野で手話によるコミュニケーションと情報提供が保障されるためには、やはり、手話は言語であるということを強く訴えていく必要があります。聞こえないということは、聞こえる人が当たり前に行なっている音声言語のコミュニケーションをすることが難しいという意味なのです。人とつながり、学校で学び、家庭や職場、地域で人間関係を築いて役割を果たしていくためには、断片的なコミュニケーション方法ではなく、言語が必要です。ろう者の場合には、100%認識できる言語は視覚機能を利用した言語である手話であり、ろう者が人間として基本的人権を保障されるために、言語として手話を使える環境が法的に整えられていくことが求められます。

なぜ、今、「手話言語法」が必要なのか？

①障害者権利条約批准のための国内法整備の必要性

国際連合では、障害者に対する権利保障を強化するために、障害者の権利宣言（1975年、昭和50年）、障害者に関する世界行動計画（1982年、昭和57年）、障害者の機会均等化に関する基準規則（1993年、平成5年）の制定などの形で様々な取り組みがなされてきました。しかし、これらは政治的・道義的ガイドラインにとどまっており、一層の実効性を求めて、法的拘束力のある条約制定を求める声が高まってきました。これに応え、国際連合では2001年（平成13年）に特別委員会が設置され、条約案たたき台の作成、様々な政府間交渉を経て、2006年（平成18年）12月13日に国連総会において障害者権利条約（以下、権利条約と称す）が採択されるに至りました。その後、20か国以上の批准を得て、権利条約は2008年（平成20年）5月3日に発効しました。

ろう者にとって重要なのは、手話が言語に含まれることが明記されたということです。権利条約の第二条では、「言語」を次のように定義しています。

「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」

さらに、同じ第二条において「意思疎通」という言葉を、「言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉、朗読者による意思疎通その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式

（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。」と定義し、次に見るとおり、「言語」あるいは「意思疎通」に関して様々な権利を定めています。

まず、権利条約第二十一条^{*1}では、「意思疎通」についての規定が設けられ、障害者に対する表現及び意見の自由並びに情報へのアクセスを保障しています。これは、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

また、権利条約第二十二条^{*2}では、「意思疎通」に関するプライバシーの尊重が謳われています。これは、「手話を守る」権利に関わる規定といえます。

次に、権利条約第二十四条3項^{*3}では、教育分野において、（１）障害者が補助的・代替的な「意思疎通」手段・様式の習得が容易になるような措置をとるとともに、（２）手話の習得、ろう者コミュニティの「言語」的アイデンティティの促進を容易にし、（３）ろう者個人にとって最も適当な「言語」、あるいは最も適当な「意思疎通」形態・手段を用いて、かつ、学問的・社会的な発達を最大にする環境において教育を行うことを締約国に義務づけています。これは、「手話を獲得する」権利、「手話で学ぶ」権利に関わる規定といえます。

さらに、同じ第二十四条4項^{*4}では、「手話」について能力を有する教員を雇用し、また、教育のすべての段階に従事する専門家、職員に対して、適当な「意思疎通」の補助的・代替的形態・手段・様式に関するものも含めた研修を行うことを締約国に義務づけています。これも、「手話を獲得する」権利、「手話で学ぶ」権利に関わる規定といえます。

また、権利条約第三十条4項^{*5}は、障害者は、手話やろう者文化を含む独自の文化的・言語的アイデンティティの承認・支持を受ける権利を享有することを明らかにしています。これは、「手話を学ぶ」権利、「手話を守る」権利に関わる規定といえます。

このほか、権利条約第二条では、「合理的配慮」を否定することは「障害を理由とする差別」に該当すると明記しています。この「合理的配慮」には手話通訳者の配置も含まれています。これは、「手話で学ぶ」権利、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。日本国は、2007年（平成19年）9月28日に権利条約に署名していますが、批准はしておらず、未だに権利条約に従う法的義務が発生していないのが現状です。このため、日本国政府は、権利条約の批准にあたり必要な国内法の整備等を目的として、同年12月8日、内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、権利条約批准に対応した国内法の整備を図っています。

権利条約では、上記のとおり「言語」に関連して様々な規定を置いていますので、手話言語に関する権利を保障していくためには、権利条約の各規定に対応した国内法の整備が必要です。その一環として、手話言語法の制定が求められています。

②改正障害者基本法に基づいた法整備

上記のとおり日本国政府は、内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置していますが、これに加えて障害者施策に関する意見を求めるために、内閣府は、同月15日に、障がい者

制度改革推進会議を設置しました。同会議での審議の結果、2010年（平成22年）6月7日には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」が、同年12月17日には、障害者基本法改正に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が発表され、障害者の人権保障のあり方が詳細かつ強力に打ち出されました。この後、紆余曲折があり、第二次意見の内容は一部しか反映されない結果となりましたが、2011年（平成23年）7月29日に障害者基本法が改正され、同年8月5日に公布・施行されました。

この改正障害者基本法第三条^{*6}では、「言語」に関しての規定が設けられ、手話は言語に含まれることが明記されています。

これに加えて、言語を含む「意思疎通のための手段」については、選択の機会が確保されなければならないという規定も置かれています。これは、「手話で学ぶ」権利、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

改正障害者基本法第二十二条第1項^{*7}は、言語を含む「意思疎通」について規定を設けて、障害者が利用しやすい情報通信機器を普及し、電話を含む電気通信・テレビを含む放送を障害者が利用しやすいようにし、また、手話通訳者を含む意思疎通仲介者の養成・派遣が可能となるような施策を行うことを、国や地方公共団体に義務づけています。また、同条第2項^{*7}は国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、同条第3項^{*7}は事業者に対して情報バリアフリーの実現に努めることを義務づけています。これらは、「手話で学ぶ」権利、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

また、改正障害者基本法第二十九条^{*8}では、司法手続においても「意思疎通」の手段を確保するよう配慮しなければならないと規定されています。これは、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

このほか、改正障害者基本法第四条第1項^{*9}は障害者に対する差別禁止が明記され、第2項^{*9}では合理的配慮の規定が置かれました。これは、「手話で学ぶ」権利、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

上記のとおり、改正障害者基本法にも「言語」に関連して様々な規定が設けられていますが、これらの諸規定だけでは、手話言語に係る権利を十分に保障したとはいえないので、さらなる規定の整備が求められます。その一環として手話言語法の制定が求められています。

③ろう教育における手話の言語としての認知

また、ろう教育の場面でも手話を言語として認知していく動きが強くなっています。2010年（平成22年）7月にカナダ・バンクーバーで開催された第11回聴覚障害教育国際会議では、1880年にミラノで開催された同会議における「ろう教育から手話を排除する」という内容の決議が撤廃され、ろう者が教育を受ける上で、手話は重要な手段であると正式に認められました。約130年前のミラノ会議以来、私たちろう者は、手話を学ぶこと、

手話で学ぶこと、さらには手話を使うことも否定されてきましたが、カナダ・バンクーバー会議で手話が言語として正式に認められたことは、我が国のろう教育の改革にも大きな前進をもたらすと考えられます。日本のろう教育では、以前に比べて手話の使用が認められてきていますが、手話の習得は日本語を習得した後でかまわないとの考え方も、依然として強くあります。しかし、音声でのコミュニケーションが難しいからこそ、ろう教育を必要とするろう児にとって、手話は、人間関係や知識を深める上でも重要な役割を果たす言語です。「手話を獲得する」権利、「手話で学ぶ」権利は保障されなくてはなりません。そのため、教育の分野でも手話を用いることを定めた手話言語法が必要とされています。

以上の理由により、我が国においても諸外国と同じように手話言語法の必要性を提言します。

「手話」を「言語」として保障することの意味は？

世界ろう連盟は、「言語」を次のように定義しています。「物、動き〔行動〕、概念、状態などを表現するために系統的に使用される音声、サイン、書記記号などであり、特定の言語的集団〔コミュニティ〕のメンバーにより共通に用いられ、共通に理解される」もの（世界ろう者連盟2004b）。これを前提として「手話」について、世界ろう者連盟は次のように述べています。「手話は、豊かな統語構造と文法体系をもつ言語であり、単なる『コミュニケーション方法』あるいは『コミュニケーション様式』ではない。」このように手話は言語学的な観点からみて、「言語」であるとされ、手話使用者は言語的少数者として位置付けられています。ろう者は、その言語に関する権利が保障され、生活のあらゆる場面において、手話及び手話の使用が認められ、尊重されるようになってこそ、全ての権利が享有できたとと言えます（世界ろう者連盟2004a）。しかしながら、わが国においては、手話言語に関する権利が十分に保障されているとはいえません。手話を言語として保障することは、次の5つの権利を保障することを意味します。以下順を追って説明します。

（1）手話を獲得する

ろう者が手話を獲得・習得するには、ろう者の家族や身近な人たちに、手話に関する十分な情報提供とろう者が手話を獲得・習得していくための環境（教育の場）が保障されていなければなりません。

手話を獲得・習得していることが、次の4つの権利を保障する大前提であるとともに、次の4つの権利を保障することがこの「手話を獲得する」環境を作っていくために極めて重要なものと位置づけられます。したがって、「5つの権利」を描いた「権利の木」のうち、もっとも重要な「幹」の部分には、「手話を獲得する」権利をあてはめています。

手話を獲得する上では、ろう者の家族、特に親（保護者）への支援が重要です。ろう児をどのように育てるかは親が決めることですが、その為には判断材料、特に手話の必要性

に関する情報の提供が十分に保障され、相談できる適切な機関が整備される必要があります。手話を最初に言語として獲得することの重要性は多くの研究成果から明らかにされており、これらの情報を適切に提供できるかが問われます。

（２）手話で学ぶ

ろう者がさまざまな知識を学ぶためには、手話に熟達した教員が授業をすること（直接アクセス）と、地域の学校あるいは高等教育機関等で必要な場合に手話通訳が用意あるいは配置されている（間接アクセス）必要があります。

ろう学生を受け入れ情報保障を整備している大学等の高等教育機関は徐々に増えました。一方で手話通訳を依頼しても断られてしまうことはまだあります。学ぶ権利はすべての学生に保障されるべきですが、現状では聴こえないことに対する理解が十分ではありません。そういった状況は一刻も早く解決されなければなりません。

（３）手話を学ぶ

ろう者が使用する手話について、より理解を深めることができる環境が用意されていることが必要です。

通常の学校では、日本語を学ぶ教科として「国語」があり、そこで日本語の文法、日本文学等日本語による文化を学ぶことができます。しかし、ろう学校では、自立活動の時間帯に手話を学ぶ機会を設けている学校はありますが、カリキュラムとして体系的に、豊かな文法体系をもつ手話を学ぶ時間はありません。手話による文化を学ぶことによって、ろう者の言語能力、コミュニケーション能力を高めていくことが必要です。そのことがろう者としての誇りをもって現代社会において生きる力を醸成することになります。

（４）手話を使う

ろう者が手話を使える場（直接アクセス）と、手話通訳者を介して一般社会とコミュニケーションできるシステム（間接アクセス）が必要です。

現状では、日常生活のあらゆる場面で手話が使用できる環境になっていません。高齢のろう者が入所している施設では、手話のできる職員がいないため孤立する場面が多く見られます。また、ろう者のことをよく知らない人から、音声によるスピーチやカラオケを強要されたりすることもあります。ろう学校でろうの教員のための手話通訳が整備されず、職員会議等の内容が十分に把握できなかったという報告を聞くことがあります。また保護者に対する情報やコミュニケーション保障も十分ではありません。

手話を使用する環境が保障されるようになると、ろう児をもつ保護者も安心して手話を第一言語として獲得させる判断を得ることにもなります。手話を使用する環境を整備することは、手話を獲得する環境整備にもつながります。

（５）手話を守る

手話も言語として普及・保存・研究されることが必要です。さらにろう者自身が手話を伝承していくことや、ろう者、きこえる人を問わず、容易に手話に接することが出来る環境づくりも大事なこととなります。

手話に関する科学研究、またその研究体制はまだ不十分で、多くは個人の強い関心と努力に依存しているのが現状です。それは日本語等の音声言語が公的機関で収集、整理、保存、研究等の努力がはらわれていることとは大きく異なります。今後の手話の発展を図るために、日本語と同程度の体制で研究される必要があります。それは、教育機関においても同様であり、福祉機関、医療機関と連携して幅広く手話研究を進める必要があります。

「手話言語法」の目的は何か？

我々の考える手話言語法とは、改正障害者基本法から踏み込み、手話の認知をより確かなものにし、手話言語に関する権利をより実効性を持って保障していくための法律です。

ろう者が、家庭・学校・地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使い、手話による豊かな文化を享受できる社会の実現を目指していかなければなりません。そのために、手話の獲得、手話の習得、手話の使用等に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策（教育、子ども家庭福祉、通信、公共施設、政治参加、司法手続き、労働、雇用、民間施設、放送、文化、スポーツ等）の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

また、日本手話言語とは、日本のろう者が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを定める必要があります。

「手話言語法」の構成はどのようなものか？

我が国で制定を求める手話言語法では、今までに述べた五つの権利（手話を獲得する権利、手話で学ぶ権利、手話を学ぶ権利、手話を使う権利、手話を守る）の考えに沿って、次の通りの構成とします。第１章「総則」、第２章「手話言語の獲得及び習得」、第３章「手話の使用」、第４章「手話通訳制度」、第５章「手話言語審議会」、第６章「雑則」と六つの構成にします。

１．総則

総則において、目的、定義、国及び地方公共団体の責務、障害者基本計画等を定めます。

２．手話言語の獲得及び習得

手話言語の獲得及び手話言語の習得について具体的に言及します。

3. 手話の使用

手話の使用については、教育、通信、公共施設、政治参加、司法手続き、労働及び雇用、民間施設等、放送、文化及びスポーツについて具体的に言及します。

4. 手話通訳制度

手話通訳制度では、手話通訳制度について具体的に言及します。

5. 手話審議会等

この章では、手話審議会、手話研究所について具体的に言及します。

6. 雑則

この章は、手話の日、国際交流について言及します。

「手話言語法」に規定する用語について

①「日本手話言語」＝「手話」

音声言語と対比できるように「手話語」または「手語」を使用することの意見も出されましたが、我が国における手話への認知が広く行き渡っているためここでは「手話」を使用することとします。なお、中国では「手語」を使用しており、韓国も「手語」の使用を検討しております。

②「ろう者」

障害者権利条約では社会モデルに準拠した考えから「d e a f」が用いられています。ここでは医学モデルである「聴覚障害者」ではなく文化的モデルの要素も取り入れて、「ろう者」を使用するものとします。なお、政府の公定訳案では「聾者」、長瀬・川島訳においても日本語訳では「ろう者」を使用しています。

③「ろう児（乳幼児を含む）」

上記「ろう者」の子ども、児童、生徒を対象として、これらの総称として「ろう児」を使用します。

※1 権利条約第二十一条

「締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者と平等に情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用可能な様式及び技術により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他のすべての利用可能な意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用可能又は使用可能な様式で提供するように要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用可能なものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。」これは、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

※2 権利条約第二十二条

「第二十二条 プライバシーの尊重 1項 いかなる障害者も、居住地又は居住施設のいかなるを問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。」

※3 権利条約第二十四条3項

「第二十四条 教育 3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。(b) 手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。(c) 視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者（特に児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」

※4 権利条約第二十四条4項

「4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育のすべての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。」

※5 権利条約第三十条4項

「第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加 4 障害者は、他の者と平等に、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及びろう者の文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。」

※6 改正障害者基本法第三条

「（地域社会における共生等）第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。…三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」

※7 改正障害者基本法第二十二条第1項

「（情報の利用におけるバリアフリー化等）第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。」

※ 8 改正障害者基本法

「（司法手続における配慮等） 第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。」

※ 9 改正障害者基本法第四条第1項

「（差別の禁止） 第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」

日本手話言語法案

第一章 総則

(目的)

第1条

この法律は、日本手話言語（以下「手話」という。）を、日本語と同等の言語として認知し、もってろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して生活を営み手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話の獲得、習得及び使用に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、「日本手話言語」とは、日本のろう者が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条

国及び地方公共団体は、第1条の目的の達成を遂行するため、ろう者が手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(障害者基本計画等)

第4条

政府は、障害がある者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」をいう。）を策定するなかで、ろう者が、手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう手話の言語活動及び文化振興に関する総合的な施策に関する計画を策定しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者基本計画において、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を策定し実施するにあたっては、手話審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 手話言語の獲得及び習得

(手話の獲得)

第5条

ろう児（乳幼児を含む。）は、手話を獲得する機会が保障される。

2 国及び地方公共団体は、ろう児（乳幼児を含む。）、その保護者及び家族に、手話及び日本語の言語に関する能力（以下「言語能力」という。）の涵養の観点から必要な情報を、提供しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児（乳幼児を含む。）の手話の獲得を選択する保護者及び家族に対し、必要な支援を行う。

(手話の習得)

第6条

ろう児（乳幼児を含む。）は、手話の言語能力及び言語文化の理解を深めるために、発達段階に応じて手話を学習する機会が保障される。

2 国は、学校教育法に定める学習指導要領に手話の位置づけを策定し、ろう児を対象にした特別支援学校等においては必須教科とする。

3 前項において、ろう児が、特別支援学校以外に在籍している場合は、手話の学習に関する必要な措置を講じる。

4 国及び地方公共団体は、日本語獲得後に失聴した者に、意思疎通の手段として手話を学習する機会を提供しなければならない。

5 国及び地方公共団体は、日本語による文字情報を手話に翻訳された映像を、学習教材として提供できるように努めなければならない。

第三章 手話の使用

(教育)

第7条

ろう児・者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく教育を受ける権利を有し、手話で教育を受ける機会が保障される。

2 教育機関等は、ろう児・者の学習環境を整備し、手話を習得した教職員又は手話通訳者を必要に応じて配置しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児が教育機関等において手話を用いて教育を受けることが適切である場合は、教育機関等が必要な支援と合理的配慮を行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ろう児(乳幼児を含む。)を対象とした特別支援教育等)

第8条

国は、ろう児(乳幼児を含む。)の療育及び教育について、手話及び日本語の二つの言語による教育を推進することが望ましい。

2 ろう児(乳幼児を含む。)を対象にした特別支援学校等は、言語及び意思疎通の能力の発達向上のために、ろう児(乳幼児を含む。)の集団生活及び行動において自由に手話を使用できる環境を整備しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児を対象にした特別支援学校において、手話の言語能力の向上及びろう児の人格形成を促進するため、手話を使用するろう者である教職員の配置を促進しなければならない。

4 大学等の教員養成機関では、ろう児の手話の言語能力の向上及び人格形成の指導ができる教員を養成するため、特別支援学校免許(聴覚障害)の免許取得の過程において、手話を十分に習得できるカリキュラムを作成しなければならない。

(通信)

第9条

ろう者は、手話を用いて直接的な通信の役務を提供すること、並びに通訳を介した間接的な通信の役務の提供を受ける機会が保障される。

2 通信役務を提供する事業者等は、ろう者が手話で通信の役務の提供を行えるよう、並びにろう者が手話を的確に受信できるよう、適切な環境を整備しなければならない。

(公共施設等)

第10条

国及び地方公共団体は、自己の機能及び権限を行使し、公共事業者が提供する役務の利用促進及び市民に対する情報を提供するにあたり、日本語のほか手話を使用しなければならない。

2 ろう者は、公共事業者の提供する役務の利用又は行政手続きにあたり、手話の使用を選択することができる。

3 国及び地方公共団体は、国民に対して行う情報の提供にあたり、ろう者にも手話通訳を介して同等に情報が提供されるよう施策を講じなければならない。

(政治参加)

第11条

国及び地方公共団体は、ろう者が、手話を用いて、国政又は地方自治に関する選挙(被選挙を含む)、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができるようにしなければならない。

2 ろう者は、政治に参加するため、手話を選択し、使用する機会が保障される。

3 国及び地方公共団体は、政治に関するあらゆる情報が、ろう者に手話で提供されるよう施策を講じなければならない。

(司法手続)

第12条

ろう者は、裁判所において裁判を受ける際、又は司法手続きに参加若しくは傍聴することを含むすべての司法関係手続(捜査段階から刑の執行終了までを含む。)において認められた基本的人権を享有し、手話を使用

する機会が保障される。

2 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、手話を選択して司法関係手続に参加することを知り得た場合は、直ちに手話通訳を配置しなければならない。

3 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、日本語の文字で表現されている書面に代えて、手話による映像翻訳の提供を希望した場合は、それを提供しなければならない。

（労働及び雇用）

第 13 条

ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく働く権利を有し、その者が従事する職場等で手話を使用する機会が保障される。

2 事業主は、ろう者である従業員が、継続的に働けるよう環境整備及び合理的配慮を含む支援を行い、手話通訳者を配置するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業主が必要な支援と合理的配慮を行うために必要な措置を講じなければならない。

（民間施設等）

第 14 条

ろう者は、その障害に基づく差別をうけることなく、民間施設等あらゆる場面において手話を使用する機会が保障される。

2 保健及び医療分野においては、ろう者は保健及び医療に関する情報及び自己決定の機会を、障害のない者と等しく保障される。これを実施するため、医療保健機関等は、手話通訳者を配置しなければならない。

3 ろう者に接触の可能性がある専門職（医師、言語聴覚士等を含む。）は、その養成過程において、手話の学習を義務づけられる。

4 商業及び商業役務の分野においては、手話を使用する消費者の権利を保障するため、適切な手話が提供できる環境の提供に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、手話を使用するろう者に、民間施設等において必要な支援と合理的配慮を提供できるよう、必要な施策を講じなければならない。

（放送）

第 15 条

公共放送及び民間放送機関は、ろう者が障害に基づく差別をうけることなく、障害のない者と等しく放送を視聴することができるよう、すべての放送番組において手話による提供を行わなければならない。

2 公共放送及び民間放送機関は、手話番組及び手話付き番組の開発に努めなければならない。

3 国は、公共放送機関及び民間放送機関等が、ろう者に対して必要な支援と合理的配慮を行うための施策を講じなければならない。

（文化及びスポーツ）

第 16 条

国及び地方公共団体は、手話による文化、芸術活動及びスポーツ活動の発展を奨励する施策を講じなければならない。

第四章 手話通訳制度

（手話通訳制度）

第 17 条

ろう者は、社会参加をするにあたり、手話通訳を利用料負担することなく利用する機会が保証される。

2 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす施設には、期限の定めなく雇用された手話通訳者が配置される。

3 雇用により配置することが困難な場合は、総合福祉法で定められた地域生活支援事業において登録された手話通訳者の派遣により配置する。

4 手話通訳者の養成及び資格認定は、厚生労働大臣が別に定めるところにより実施する。

5 その他手話通訳制度において必要とされる施策

第五章 手話審議会等

（手話審議会）

第 18 条

手話の発展、普及及び促進のため、国及び地方公共団体が実施する手話言語計画及び施策に係る主要事項を審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べるために、内閣府に手話審議会を置く。

2 手話審議会は、次の各号の事項を審議する。

- 一 手話の発展、普及及び促進のための手話言語計画策定に関する事項
- 二 手話言語計画及び施策の実施状況の監視及び勧告に関する事項
- 三 手話通訳制度に関する事項
- 四 その他必要とする事項

3 手話審議会は、手話学、教育学及び関連分野の専門家並びに手話を使用するろう者が構成する団体の代表によって構成される。

4 手話審議会の議事録等は、手話及び日本語で記録され、手話の映像及び日本語により国民に開示される。

（手話研究所）

第 19 条

手話の発展、使用、普及及び促進のための持続的研究及び調査のために手話研究所を設置する。

2 手話研究所は、次の各号の事項を実施する。

- 一 手話の調査、研究、確定及び普及
- 二 手話の教科の開発
- 三 手話能力の評価方法の開発
- 四 手話に関する情報の収集
- 五 その他必要とする事項

第六章 雑則

（手話の日）

第 20 条

国民に広く手話及び手話文化についての関心と理解を深めるようにするため、手話の日を設ける。

2 手話の日は、〇月〇日とする。

3 国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（国際交流）

第 21 条

国は、できる限り多様な国の手話文化が国民に提供されるようにするとともに、我が国の手話文化を広く海外に紹介するために、我が国の手話の翻訳の支援、並びに外国の手話の出版物及び映像の翻訳支援を行い、国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

国内調査報告

本調査の目的および経緯

手話言語法（仮称）の制定に向け、①なぜ日本においてそれが必要なのか、そして②なぜ今必要なのか、③手話に関してどのような権利保障が求められるのかを明らかにしておかなければならない。そのためには、これまで日本において、手話をめぐるどのような差別（権利侵害）が行われてきたのかを事例を丹念に明らかにし、その差別事例の分類作業を通じて、手話に関する権利を類型化する作業が必要であると考えた。そこで本研究では、①文書資料、②ヒアリング、③アンケートにより、手話をめぐる国内の差別事例の実態調査を行うこととして、本調査チームの活動はスタートした。

しかしながら、奇しくも聴覚障害研究者 2 名が本調査の分析作業のミーティングを仙台で行ったまさにその日に、東日本大震災が発生した。そのため、仙台在住の松崎委員は、以後、本調査の分析作業から離れ、震災対応を優先することとなり、国内の差別事例の実態調査については、震災後の分析、分類作業は金澤委員と甲斐委員とが中心となって進めた。

それと同時に、国内調査を進めるまさにそのタイミングで発生した災害において、「情報障害」である聴覚障害者がどのような状況下におかれるか、ということそのものが、本事業において見逃すことのできない貴重な差別事例収集の「生きた材料」であると考えた。そこで、「国内調査」を3つのパートに分け、1) 当初から予定していた差別事例収集に加え、2) 仙台に出張した際に聴覚障害者の立場で被災し、情報不足の中で避難所生活を過ごし、山形経由で東京に戻る経験することとなった甲斐委員は、震災発生時の初動時に、自身が一被災聴覚障害者として被った情報差別の状況を分析する役割を担い、また、3) 仙台在住である松崎委員は、自身も聴覚障害当事者でありながら、かつ、宮城を中心に東北地区の被災者支援活動を進めた立場として、初動およびその後の情報差別の状況について分析する役割を担う形で、調査を分担する方法と採った。

研究 1：国内における差別事例の収集及びその類型化

1. 方法

(1) 調査期間：2010 年 12 月から 2012 年 1 月

(2) 調査チームの編成：以下の編成により、調査を実施した。

- ・研究デザインおよび分析作業：健聴の研究者 1 名（金澤委員）と聴覚障害を有する研究者 2 名（松崎委員、甲斐委員）
- ・事例収集作業：連盟理事である西滝委員と松本委員が中心となり、資料収集、ヒアリング対象の選定を進めた。

分析作業やアンケート項目の吟味などは、国内調査チーム全員で検討を重ねた。

(3) 収集手続き：以下の①～③により、事例収集を行った。

①全国手話通訳問題研究会調査、日本聴力障害新聞、ろう教育の明日を考える全国討論集会報告書、聴覚障害関係書籍、全日本ろうあ連盟評議員会資料などに掲載された事例から収集。

* 差別事例収集における基本方針

何をもって手話に関する差別と見なすか、そしてそれがどのような性質を有しているのかは、事例収集を実際に行い、分類作業をするなかで明らかになることといえる。例えば「会社でなかなか昇進できない」という事例は、一見、手話に関する差別かどうかの判断はつかないものであるし、勤務態度等の本人の問題である可能性も否定できない。しかしその一方で、実はその会社には多くの研修が用意されていながら、それには手話通訳がついていない可能性もある。さらには勤務態度という一見本人の問題のように見える中にも、実はその会社で求められる社内ルールが文書化されておらず、情報として聴覚障害者に伝わっていなかった可能性もある。

そのため、事例収集にあつては、手話に関する差別かどうかの判断がつきにくいグレーゾーンの事例も含め、ひとまずは広く聴覚障害者に関わる差別事例を収集した。

②聾者への個別ヒアリング（具体的に例示。近畿の聴覚障害学生のネットワークの利用など。）

③2011 年度に開催した手話言語法フォーラム（仮称）等での参加者へのアンケート（P40～43 参照）

* ヒアリングおよびアンケートの基本方針

本調査は、いわゆる統計的に処理する「量的調査」ではなく、個別的な経験者固有の事例を収集する作業として行った。そのため、固有経験を思い出すための「呼び水」として、差別事例の例示を先行して提示した。

また、単に「差別を受けた経験を答えて下さい」といった抽象度の高い質問内容を提示

した場合、回答もまた、「口話訓練が厳しかった」「先生が厳しかった」といった具体性に欠けたものとなる可能性が高いと考えた。加えて回答者が書記日本語が不得手な聾者である可能性も考慮し、国内差別事例調査チーム内で、回答者にこちらの意図が十分に伝わるよう、先行提示する差別事例の精査と質問文の作成に入念に協議を重ねた。

(4) 分析手続き：

基本的に川喜田（1967、1970）のK J法を用いて分類した。

- ・収集した差別事例の中から、手話そのものに関する事例を抽出し、それらを直接的差別事例とし、それ以外の差別事例を間接的差別事例とした（一次作業）。
- ・次に、直接的差別事例をさらに意味のまとまりを成すもの同士に分類した（二次作業）。ある程度のカテゴリーが得られたところでそれぞれの意味付けを反映したラベル付けを作成した。これらの手順を繰り返し、分類作業を行った。

2. 分析結果

(1) 手話に関する事例の類型化

収集した差別事例は1,214事例であった。そして、分析の二次作業の結果、以下の5つのカテゴリーに分類された。

「手話を獲得する」

「手話で学ぶ（手話言語話者から直接学ぶ、手話通訳を利用して学ぶ）」

「手話を学ぶ（自分の使用する言語について理解を深める）」

「手話を使う（手話話者と話す、手話通訳を利用する）」

「手話を守る（保存する、普及する、研究する）」

これらをもって、手話に関する『5つの権利』とした。

その上で、分類された個別事例と分類項目であるそれぞれの権利を対照させ、5つの権利の関係性の整理を行った。

(2) 象徴的な差別事例

5つの権利にそって、それぞれの象徴的な差別事例は以下の通りであった。

① 手話を獲得する

この問題を考える上で重要なことは、聾の子供をもつ親の9割は聴覚障害者ではないということである。そのため、手話という言葉は、親世代から子世代に伝承していくこと自体に困難さがある。たしかに聾者同士の家族の中に聾の子供が生まれた場合、手話で会話ができるし、手話を受け継ぐことができるが、それは聾児の親全体の1割にすぎない。だからこそ、聞こえる親が、いつどうやって手話と出会うかが問題となる。

そもそも「手話が自分にとって大切であり、その権利を保障してほしい」と主張できる

聾者は、手話を自分の大切な言葉、そして自分の命のように大切な言葉と思っている人たちであるが、その手話を獲得していない人はその権利の主張すらできない。その意味でも、この権利こそが、あらゆる手話に関する権利の起点になる。

具体的には、以下の観点で整理された。

a) 親が手話と出会う機会がない

医療現場において、「(聴覚障害の) 診断の際に (医療関係者側から) 手話に関する情報提供がない」あるいは「(手話について) 否定的な情報提供がされる」事例がみられた。

また、教育現場において、「聾学校教員による手話の否定」「(親が聾学校の先生に)『手話で教育をしたいなら、よその学校に行ってください』と言われた。」などの事例がみられた。

b) 家族内でのコミュニケーションの不成立

「聞こえる親と聞こえない子どもとのコミュニケーションが通じない。しかし親のために手話を教えてくれる場所もない。」などの、家族内のディスコミュニケーションに関わる事例が多くみられた。

c) 子どもが手話と出会う機会がない

「手話を少しでも使用すると体罰を受けた」「先生の口話が読み取れないとプールに放り投げられ溺れかけた」「舌の調節ができず、口に指を突っ込まれた」などのろう学校内における手話の禁止、口話の強制に関する事例がみられた。

聾学校教員の手話のスキル、意識において、「子どもの手話が読み取れない (技術の問題)」「子ども達の前で手話を使わず音声のみで教員同士の会話がなされる (意識の問題)」などの事例が多くみられた。

聾学校を選択しないために手話に出会う機会が剥奪される、などの事例もみられた。

d) 手話を獲得できなかった聾者の問題

「聞こえない子ども同士のコミュニケーションの不成立」「聾コミュニティ・手話に対する抵抗感」「精神的な不安定感『自分は何者か分からない』」

「相手に分かるように手話をどう表したらいいのか分からない (未就学高齢ろうあ者の問題)

「災害時のとき十分な意思疎通ができなかった (未就学聾者の問題)」「大事な話のとき手話通訳がついていても、その手話が分からない」などの事例が多くみられた。

②手話で学ぶ

聾児が手話を獲得しても、学校教育において手話で学ぶ環境が十分でなければ、学ぶ権利が保障されているとはいえない。そこで問われるのは、聾学校で算数や社会などの教科を学ぶときに、教師が手話ができるのかどうか、そして通常の学校を選択した場合においても、

そこで希望すれば手話通訳による情報保障が得られるのかどうかといったことである。

a) 手話による直接アクセス

聾学校において、「教科学習のはずが、用語の発音訓練になってしまう。」「学年相応の教科書にそった学習がされない」「先生は子ども達の能力が低いと判断してしまう」などの事例がみられた。

b) 手話通訳による間接アクセス

インテグレーション環境、大学の情報保障の場面において、「学力向上が妨げられる」「単純化された内容にされてしまう」などの事例がみられた。

③手話を学ぶ

日本の学校には「国語」があり、日本語について学びを深めることができる。すなわちその文法構造を知り、文学作品を味わい、そうした活動を通じて、自らの母国語に誇りを持つことができる。では、手話についてはどうか。聾学校に算数、理科、社会科と同じように、「手話科」という授業があるだろうか。「自立活動」という領域の一部で手話についての学びの時間を設けている教員もいるが、体系的に手話を学ぶ科目はない（構造改革特区の認定を受けた「学校法人明晴学園」は例外的に教科として「手話」があり、「国語」は「日本語」となっている）。大学等の学術研究機関についても同様であり、手話の研究をする専門の研究機関もなければ、学部、学科、専攻等で手話を体系的に学べる課程もない。

それゆえ、個別の事例としては、「手話の構造（C Lなど）について理解を深めたいのに、その場がない」という事例や、「ろう学校の先生が手話についての専門的（言語学的）知識がない」「「国語」として日本語の文法的な学習の時間があるのに、手話には（手話の文法的な学習が）ない」などの事例がみられた。

④手話を使う

一方、学校の外の社会に目を向けた時、はたして、手話を使って日常生活を営む権利が保障されているといえるだろうか。手話で直接やりとりができる医療機関、行政機関、店舗がはたしてどの程度あるのか。あるいは手話通訳がどの程度保障されているのか。突然病気になり、救急車に来てもらい、病院に搬送される時、自分、あるいは家族がどんな状態で苦しんでいるのか伝えたいと思っても、相手が手話をわからないということ、あるいはそういう時に手話通訳がいないということ。こうした資源がまだまだ不足している。

a) 手話ができる人材の不足（手話による直接アクセス）

「医療関係者が手話ができないために、緊急を要する手術の際にも同意のために手話通訳を必要とする」といった事例がみられた。

b) 手話通訳者の不足（手話による間接アクセス）

「就労場面にて手話通訳などの支援がない」「インフォーマルな場で手話通訳がない」「手話通訳現場での問題」などの事例が多くみられた。

c) 手話を選択できない

「(手話通訳があっても聞こえる側から筆談がいいと) 手話の選択を拒否される」「家族の中での手話の拒否(家族内でコミュニケーションが成立しない)」などの事例がみられた。

⑤手話を守る(手話を普及し、保存し、研究する)

①から④までが個人が経験した差別事例といえるが、それに対して、組織として取り組むべき問題といえるものが、社会に根強く残る手話への誤解、偏見、無理解である。そうした問題の解決には、手話に関する正しい知識、理解の普及・啓発を組織的に進めて行く必要がある。「手話で話しているのを、酔っ払いにからかわれた」といった一般の人たちの中にある偏見の表れや、「『私の授業は抽象度が高いから、手話通訳では伝わらないだろう』と大学の授業で教員から言われた」といった、学術的なレベルでの手話への偏見、あるいは「(手話について) 研究できる場(学部、学科、専攻)がない」という社会資源の不備への指摘もみられた。

3. 考察

本調査において、全国から差別事例を収集してKJ法で分析した結果、手話に関する事例は「5つの権利」に類型化された。それらの関連性を示したものがFigure1である(P24参照)。

この図に示されるように、5つの権利はそれぞれが別個に存在するのではなく、相互に関連していることに注目する必要がある。

まず、社会の中にある手話に対する誤解、偏見、言い換えれば手話についての認識度が低いことは、未だに払拭されない状況がある(「手話を守る」権利の侵害)。昭和40年に起きた「蛇の目の寿司事件」(「新しい聴覚障害者像を求めて」編集委員会、1996)のようなことは決して過去のものとはいえず、様々な問題が引き起こされている。悲劇的なことを繰り返さないためには、手話を社会的にきちんと普及させることが重要であろう。そしてそうした偏見の1つとして、「手話は身振りみたいなもので、日本語と比べて劣っている」といった見方は、医療あるいは教育分野の専門家にも根強く残っている。それゆえ、聴覚障害が発見された時や人工内耳を勧める際に、医療関係者が保護者に投げかける言葉の中にも、手話に対する否定的な見解が含まれることになる。「人工内耳の手術をすれば手話は必要ありませんよ。使わない方がいいですよ」と説明されれば、保護者も手話はよくないものなのだと思ってしまう。あるいは逆に、うちの子には手話を使わせたいと親が思ったとしても、それは止めた方がよいと専門家から言われてしまう状況が生じてしまう。そうすると結果的に、家族内に手話もなく、そして子どもも「手話を獲得する」権利が保障されず、就学先も手話のない環境、すなわち通常の小、中学校が選択されることになる。

その結果として、当の聴覚障害者は完全に手話から離れた世界で育つことになる。社会の中で手話を使って生きていくという生き方にも否定的感情をもち、結果として、特にインテグレーション（通常学校）環境にいる子どもは、ストレスなく通じ合える環境をどこにも持てず、心理的苦しみを抱える。その後、そのまま手話の世界との接点を持たずに社会生活を営んでいく人もいるが、どこかで口話によるコミュニケーションの限界に気づく人も出てくる。例えば聴覚障害があるが手話を知らない学生が大学に入学し、大学生活の中で情報保障の必要性に気づき、自分が手話を学び、そして手話通訳をつけたいと思い始めるケースもある。しかし、手話がわからないから手話が学びたいと思っても、手話を学ぶ資源が十分に確保されているわけでもなく、さらには自分で手話を身につけても、大学で手話通訳が用意されていない。つまり、母語として手話を獲得する機会を得られなかった聴覚障害者が、後から手話を習得しようとする機会すらも得られず、仮に得られたとしても活用する資源が不十分だという問題である。

次に学校教育の問題はどうか。聾学校の教師の手話のスキルは十分なのかどうか。社会の偏見の反映として、聾学校において手話は必要ないと思っていれば、研修プログラムの中に組まれることもないし、個々の教員もスキルアップを図ろうとはしないだろう。意欲は高く、がんばって手話を勉強しているが、技術不足ゆえに何を言っているか子どもに伝わらなかったり、あるいは子どもの手話が読み取れなかったりした場合、その教員を責めるべきではなく、スキルアップのための社会的資源の不足も指摘できることではあるが、いずれにしても子どもが「手話で学ぶ」権利が侵害されていることには変わりはない。教師の話がわからないために授業が理解できず、結果として学力も伸びないという状況が作られていく。

では、社会的資源の不足とはどういうことか。例えば教育委員会が、あるいは聾学校が組織として、新人の聾学校の教師にどんな「研修」を用意しているだろうか。聴力検査の方法、発音指導、聴覚学習などの聴覚口話法の基本的な技術についてはベテランの教員から鍛えられるかもしれないし、初任者向けの研修として用意されているところも少なくない。では同様に、手話についての研修が聾学校であったかどうか。そしてそれは十分なものであったかどうか。そのように考えると、やはりここは教師個人の問題というのではなく、社会の中で手話で学ぶ権利が保障されていない、ということになってくるのではないか。

まして、「手話を学ぶ」ためには、十分に手話についての正しい知識を教員が持っていないなければならない。では聾学校の中で、手話の文法や聾者の歴史などを教えられる教員がいるかといえ、ごく少数の例外を除けば、ほとんどいない現実がある。さらには高等教育機関、すなわち大学、短大等において「手話学科」なるものもない。されにもう1つの問題として、高等教育機関において、聾者が手話で学びたいと思っても、アカデミックな話に耐えうる手話通訳者が不足しているという点も指摘できる。そして高等教育機関における手話環境が整備されていないということは、結果的に手話に関する研究が蓄積されにくい状況を生み出すことにもなり、それが聾学校等で「手話を学ぶ」ためのベースが築かれていかないという問題に循環していくことになる。

また、研究の間でもある高等教育機関において、手話に対する偏見に基づく差別事例があったことから、手話は身振りみたいなものという誤解がまだまだ根強いことが伺える。そのような誤解を解いていくためには、手話について体系的に研究をする、きちんとした組織的な場が必要となる。

手話を獲得できなかった場合、成長とともに口話の限界にぶつかるが、手話もわからないという問題が起こる。わからないゆえに手話通訳を利用することもできないし、手話を習得したいと思ってもその方法もわからないというのがある。しかし仮にそうした環境にありながらも手話を習得できたとしても、手話通訳を利用して学習するための資源がない。資源がないから学びは深まらず、聾者の社会進出にも制約がかかる。それが結果的に、手話や聾者に対する社会の正しい認知が広がらないという問題に戻ってくる。このように、手話に関する差別的な事例は、「5つの権利」の侵害によって生じ、かつ、それぞれが相互に関連しあってより複雑・多様な問題状況を生み出しているということができる。

【付記】

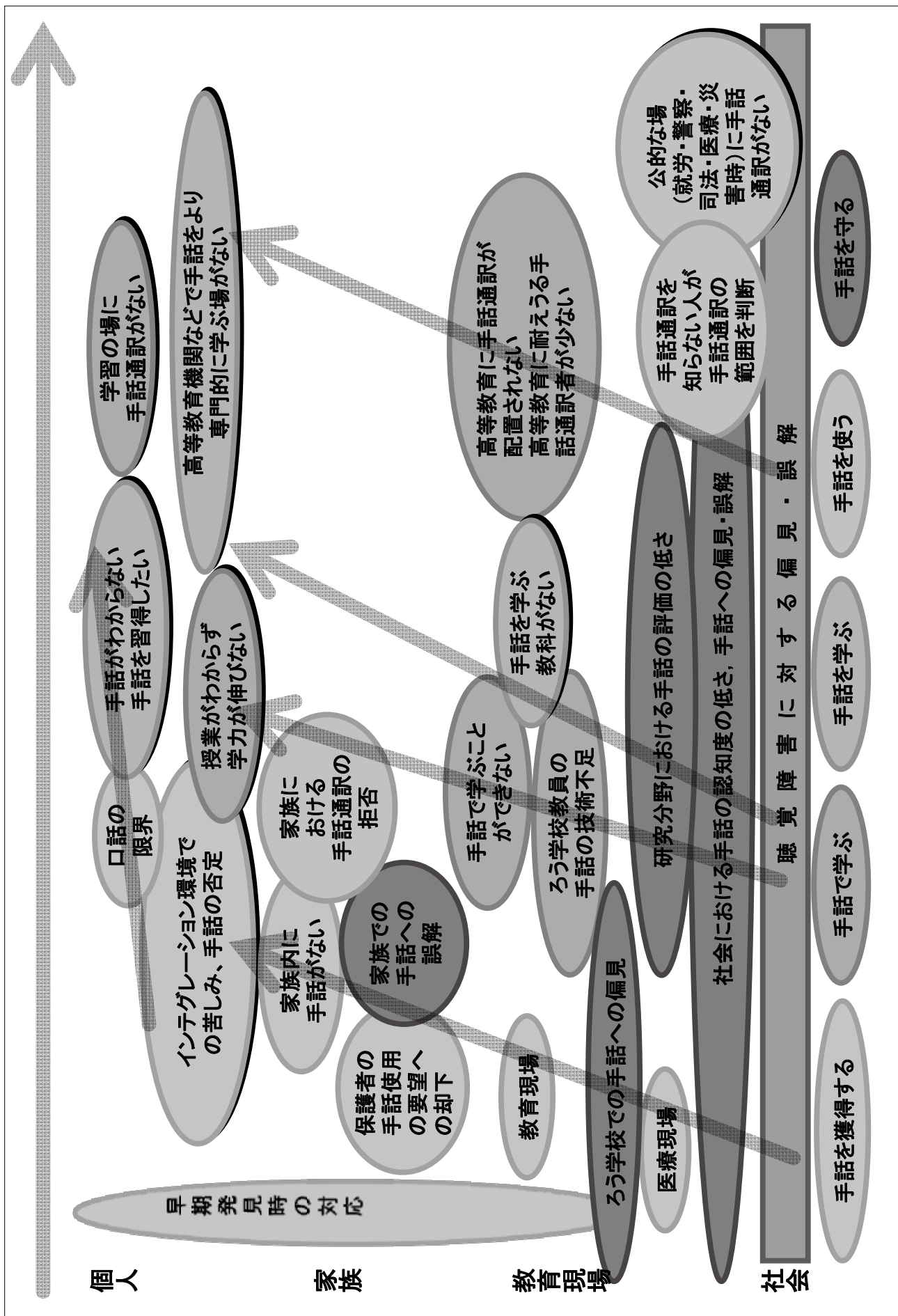
国内調査の分析において、聴覚障害学生たちの協力をいただきました。この紙面を借りて御礼を申し上げます。

【文献】

川喜田二郎（1967）発想法-創造性開発のために．中央公論新社．

川喜田二郎（1970）続・発想法-KJ法の展開と応用．中央公論新社．

「新しい聴覚障害者像を求めて」編集委員会（1996）新しい聴覚障害者像を求めて．全日本ろうあ連盟出版局．



研究2：東日本大震災によってろう者が直面した初動における問題状況についての分析

1. 問題と目的

2011年3月11日に起こった東日本大震災により、ろう者は多くの問題が引き起こされた。本報告では、手話言語法制定推進委員会実務者委員が分析ミーティングで仙台に赴いたところ、東日本大震が起こり、初動時における様々な問題に直面した。そこで、被災ろう者が初動時に受ける権利剥奪としての問題点を把握することを目的とする。

2. 方法

2011年3月11日から3月15日までに筆者が体験したことを時系列的に記録した。

それらの記録の中から被災ろう者が初動時に受ける問題であろうと考えられる事例を抽出した。

3. 結果と考察

筆者が体験した記録の中から問題となった事例を抽出・整理した結果、4つのカテゴリーに分類された。

- (1) ろう者にとって重要な情報通信（携帯など）が途絶えると孤立しやすい
- (2) 初動における警報、緊急避難情報の伝達方法がない（地震速報のニュースなどに字幕がない、など）
- (3) 避難所などにおいて、情報アクセスが困難
- (4) 手話話者であるろう者にとっては、同じ手話で話し合える仲間がいないことによって孤立感が高まる

それぞれのカテゴリーの特徴的な事例をいくつかとりあげ、初動におけるろう者が直面する問題について考察した。

(1) ろう者にとって重要な情報通信（携帯など）が途絶えると孤立しやすい

事例1)

そのあと、Mさんの車で仙台市内に向かう。電気／ガス／水道すべてとまっている。ライフラインがストップ！！スマートフォンはなんとかツイッターができる。SMS、MMSは通じない。宮崎にいる夫にSMSを送るが届いたかどうか不明。
(3月11日16時頃)

事例 2)

18 時になる。暗いのであるくときには、携帯の画面の光をたよりに歩く。携帯の電波が悪く、圏外になってしまう。携帯の SMS, MMS が通じない。やっと携帯 E メールが通じるようなので、夫のパソコンに試しに送ってみる。ツイッター登録してということと交通事情を調べて、と携帯 E メール送る。届いたかどうか分からない。その直後に圏外になってしまった。ホテルの外に行ってみたが、圏外に。あれ????? どうしたんだろう??? 地下でもないし。。。何度もホテルの外に出る。でも圏外のまま。どうしたんだろう? ツイッターできない。メールもできない。状況どうやってつかめばいい??? (3 月 11 日 18 時)

事例 3)

近くにコンセントがあるので試しに携帯の充電器を差し込んでみるがダメだった。明かりだけついているみたいだね。携帯の電池もなくなりかけているし、携帯を充電用電池につなげる。携帯の電源も切る。グレーの公衆電話があって、みんな並んでいる。災害用伝言ダイヤルなのね。で、ろう者はどうやってやるんだ? 携帯も圏外だし。(3 月 11 日 22 時)

事例 4)

避難所の外に出て、電波が届く所を探してみる。10 分後アンテナが立つ。(3 月 12 日 11 時過ぎ)

いったん避難所に戻る。12 時半ごろ避難所に電気が通ったようで、天井のライトが付く。すぐにコンセントに携帯のコードを差し込んで充電する。ツイッターも SMS, MMS, 携帯 E メールもできた。でもウェブ検索ができない。3/12 12:42 夫に SMS して、バスを調べてほしいと。ともかく携帯が圏外脱出のようで、ほっとして涙が出る。(3 月 12 日 12 時半過ぎ)

事例 5)

携帯が圏外になる。泣きたくなる。(3 月 12 日 15 時過ぎ)

事例 6)

うとうとしながら、携帯で時刻を確認するというのを繰り返して、3/13 の朝 3 時ごろ、アンテナが 3 本立っていることに気づく。とたんにメールがドッとくる。3/12 に送ってくれたものばかり。(3 月 13 日朝 3 時頃)

事例 7)

ようやく、12 時前になって、携帯のメールがほとんど通じるようになってきた。ホントにツイッターがなかったらほんとうに無理だったと思う。ツイッターが通じてメールが通じないのもおかしい。(3 月 13 日 12 時)

普段の生活の中で、ろう者にとっては情報を収集したり連絡を取り合ったりするときのツールとして携帯を用いている。携帯電話メールの機能はろう者のコミュニケーション手段を大きく広げており、気軽にリアルタイムでメールのやりとりができ、何かあったときに、すぐに連絡ができるというメリットが大きい。携帯テレビ電話機能によって、すぐに手話で連絡ができることが可能になっている。また、携帯でインターネットができるようになり、分からないときがあったときすぐに検索できるため、例えば町の中で迷ったとしても聞こえる人に尋ねるときのコミュニケーションを気にせずに、携帯で調べたりできる、など、ろう者の生活にとっては欠かせないものである。

それが、大震災直後に携帯の電波が途絶えてしまうという出来事に対して、携帯という情報伝達ツールが使えなくなったとき、ろう者はどのような問題に直面するのが事例1、2、3、4、5、6、7から明らかになった。情報が得られないため、孤立化しやすいことが考えられた。

聞こえる人たちは携帯が使えなくなったときは公衆電話が利用できるが、ろう者にとってはそうはいかない（事例3）。

災害時でも活用できる情報伝達機器のツールがますます必要であろう。

（2）初動における警報、緊急避難情報の伝達方法がない、情報アクセス方法がない（地震速報のニュースなどに字幕がない、駅員さんの話が分からないなど）

事例8）

車のカーナビでTVをみる。交通情報がテレビの横にでている。新幹線もストップか。仙台駅は立ち入り禁止？（字幕が出ていない。）そのときカーナビで出ていた映像は仙台駅付近の状況であった。もしかしたら、音声では仙台市外のことを言っていたのかもしれない。仙台駅付近の映像だけみていたのでひどい被害状況とは思わなかった。（3月11日16時頃）

事例9）

（仙台）駅にいくと、駅の中に入れない状況。スーツケースをかかえているサラリーマンたちが駅員さんになにか言っている。新幹線の切符をもっていたので、きっと出張でどこかにいくのか、東京に戻るひとたちなのか？駅員さんが何かいって指差していて、指差した方角に、サラリーマンさんたちがスーツケースをかかえて歩き出す。駅員さんがいったことにおとなしくしたがっているよう。「耳が聞こえないんですけど、何ですか？」とメモを駅員さんに見せたが駅員さんは何か言って指差している。書いてくれない。みんな、指差す方向に歩いているから、とりあえず、私もついていってみよう。そしたら、駅前Mホテル仙台だった。（3月11日17時頃）

事例10)

トイレに行く。水が出ないので顔が洗えない。床に座って、仙台駅に行ってもう一度情報を集めてみようかな？と思ったら、ホテルのスタッフが新聞を配り始める。新聞を受け取って読んでみると、あまりの被害さに愕然。そんなにひどかったの？知らなかった。。。じゃあ、東京に帰れないの??? (3月12日6時から7時にかけて)

事例11)

本部にある机の上にパンフレットがあることに気づいてちょっとみてみたら、(災害時における)外国人サポートに関するパンフレットだった。英語、中国語、韓国語などによるサポートが受けられる電話番号などの案内。えーっと、障害者やろう者のためのサポートのパンフレットないの? (3月12日21時過ぎ)

大震災直後において、ろう者はきちんと情報を得られないため、被害状況や交通状況を理解できないため、どう行動すればよいのか判断できないことが考えられよう。事例9では、駅員さんに筆談で尋ねたが、きちんとした対応がされなかった。このときもし駅員さんが手話ができていたら、いろいろと尋ねたことが考えられる。その上で判断ができた可能性もあろう。いろいろと尋ねてみた結果、駅員さんも何も分からないから、「何も分からない」ということと、コミュニケーションがとれないから「何も分からない」ということは大きな違いがあろう。ここで、手話ができる駅員がいれば、【手話を使う】ことができる。また、事例11からは、災害時における外国人へのサポートパンフレットが避難所にあったが、障害者やろう者へのサポートパンフレットがなかったことから、災害時における障害者やろう者へのサポートについて組織的に取り組みがされていないことが考えられる。

(3) 避難所などにおいて、情報アクセスが困難

事例12)

21時過ぎに、突然、ホテルのスタッフがアナウンスをし、懐中電灯を照らした。みんなが一斉に移動し始めた。「???」と思った。懐中電灯を振り回しているホテルのスタッフ(ちょっとしたおじさん?)に「耳が聞こえませんが、何があるのですか?」と書いたメモをみせる。でも口で何か言っている。ゆっくり、と言っても、全然口が見えない。訳分からないけど、ついていこう、だめだったらもどればいいじゃん。みんなのあとをついていく。階段を下りていくようだ。(3月11日21時過ぎ)

事例13)

7時過ぎに、ホテルスタッフが何か言っているよう。みんなに何か言っているみたい。周りにいる人たちが次から次へと立ち上がって荷物を片付けている。新幹線が復旧？と思っていると毛布にくるまって残っている人も。私は？？と思って、メモに書いてホテルスタッフのやさしそうなお兄さんがとおりかかったときにメモを見せる。「すみませんが、耳が聞こえません、周りの様子が分かりません。しんかんせんの方はどうになりましたか？」（メモ）お兄さんスタッフは「はい、しんかんせんのふっきゅうはメドがたっていない。高速バスもまだ。ひなんじょがあります。近くまで案内します。ひなんじょにいたら交通情報も入るので、ごはんもある」と書いた。そこで、お兄さんスタッフのあとについてホテルの外にでる。お兄さんスタッフが地図をわたしてくれて、小さな紙とペンも渡してくれて「よび」とメモする。地図を見せて「まっすぐいけばA小学校」と身振りで説明する。「みんなのあとをついていって」と書いてくれた。「ありがとうございます」と手話でかえし、みんなのあとをついて歩いていく。（3月12日7時頃）

事例14)

地図をもって、A小学校へ。体育館の中に入る。体育館の前に仮設トイレが4つあった。舞台の上が本部のよう。とりあえず舞台のところに行ってみる。名前と住所をかく。舞台の上にいる人にメモをみせて「耳が聞こえません。東京からきました。何かあるのか教えてください」。舞台の上にいるスタッフ数人が顔を見合わせて何か話し合っ「新幹線はまだメドがつかない。高速道路はどうなんだろう？」と書く。「どこにいけば情報が分かりますか？ケータイが圏外なので」（メモ）「ここにいて下さい。ここが一番です。ここ（舞台の上）で楽して下さい」（メモ）と書かれ、舞台の上にある敷き布団の上に案内される。ちょっとほっとする。本部の中のようなから情報が入るかな？筆談で対応してくれたスタッフが、「保健師」と言う。（3月12日7時過ぎ）

事例15)

（別の人のアナウンスがあったよう。終わった後）保健師スタッフがアナウンスがあった紙（原稿と思う）をみせてくれる。「一人ですか？」（保健師さんの筆談）。うんとうなずく（わたしのうなずき）。しばらくして「トイレにいきます」（私の筆談）「外にある仮設トイレを使って下さい」（保健師スタッフの筆談）もどってくると、「もうすぐ配給がきます」（保健師スタッフの筆談）（3月12日午前中）

事例16)

17時頃、保健師スタッフさんがやってきて、「帰ります。ちゃんとあとのことは引き継ぎしておきます」と（筆談）。（3月12日17時頃）

事例17)

食べ終わって2時間後に、おじさんスタッフがやってきて身振りで「たべた？」と。本部に何人かスタッフがもどってきたようなので、「耳が聞こえませんが、アナウンスなどはメモ下さい。何か情報あれば書いて下さい」とメモをみせると、「大丈夫」と言われる。マイクの機械？のようなものがもちこまれたようで、誰かがマイクもって話している。周りの人に「何ですか？」と聞いてみると「大丈夫」と。気がついたら、舞台の上にラジオがある。「何か情報ありますか？」とラジオの内容を聞こうとしたら「うん、まってね」と、それっきり。(3月12日21時頃)

事例18)

みんなが騒ぐ。アナウンスがあったが何かわからない。補聴器にはいろいろな音が入っているが、アナウンスなのか、人の声なのか、足音なのか、ものが動いた音なのかさっぱりわからない。どうやら、食事がくばられてるよう。みんなが次から次へとご飯をもっている。配給なのか？と気づく。本部に誰もいない。教えてくれないの？と思いながら、並んでみる。舞台の上にしたので、みんなの様子が見えたことが幸いだった。舞台の上ではなく、体育館の床の上とかだったら、みんなの動きが見えず、気づかなかったのかもしれない。。もしくは寝ていたらどうなっていたんだろう。。

(3月12日19時頃)

なんか向こうにみんなが集まっているようなので、何かあるのかな？アナウンスがあったのかな？と思って行ってみると、携帯を充電するために集まっていたようだった。壁とかに様々な情報の紙をはってくれたらいいのに、と思ったり。

(3月13日11時頃)

事例19)

なんか向こうにみんなが集まっているようなので、何かあるのかな？アナウンスがあったのかな？と思って行ってみると、携帯を充電するために集まっていたようだった。壁とかに様々な情報の紙をはってくれたらいいのに、と思ったり。

(3月13日11時頃)

(3)のカテゴリーでは避難所における情報アクセスの困難な事例をまとめた。避難所において、筆談での対応ができるスタッフと、できないスタッフによって、ろう者への対応が分かれた。事例14、15、16では、筆談で対応してくれたが、そのスタッフが変わったあとは、対応が全くされていない(事例17、18、19)。このことは、スタッフ全員にろう者への対応についての知識が浸透されていないことを意味するのではないだろうか。ろう者や手話に対する理解が少しでも社会に浸透されていたら、手話ができるスタッフがどこにもいて、ろう者が避難所にいても対応が可能だったことが考えられた。

(3) 手話話者であるろう者にとっては、同じ手話で話し合える仲間がいないことによって 孤立感が高まる

事例20)

クラッカーの配給がされる。受け取って、クラッカーを食べながら携帯の操作。

そのときに、遠くにスケッチブックをもって周りに見せながら歩き回っている人がある。舞台の上にやってくる。保健師スタッフが、その人と私を会わせてくれる。その人が持っていたスケッチブックに「耳の聞こえない人いませんか？」と書かれてあった。その人（聴者）が私の前に座って手話で「困っていることない？」と聞く。「東京から来た。交通情報が知りたい。」と手話でいうと、「2～3日新幹線は無理だろうのこと」と返事。絶句していると、「寒くない？」と聞かれる。なので「寒い」というと、「分かった。私の家が近いので、毛布を持ってくる」とおっしゃった。「アナウンスとかコミュニケーションとかは？」と聞かれ、「今は、保健師スタッフがメモで書いてくれる」と手話で説明しながら、保健師スタッフを書いてくれたメモをみせた。メールアドレスを教えてもらい、手話ができる聴者は舞台からおりていった。通訳者なのか、手話サークルのメンバーなのかは知らないが、ほんとうにほっとした。(3月12日13時過ぎ)

なんか向こうにみんなが集まっているようなので、何かあるのかな？アナウンスがあったのかな？と思って行ってみると、携帯を充電するために集まっていたようだった。壁とかに様々な情報の紙をはってくれたらいいのに、と思ったり。(3月13日11時頃)

この事例から、災害時という特殊な環境で、手話が自分の言語であるろう者にとっては、手話がない環境がどれだけのストレスだっただろう、ということが考えられた。

4. 総合考察

災害時という特殊な環境において、手話がないと、日常生活に比べてろう者はどれだけ孤立しやすいか、ということが考えられた。また、手話ができる人と連絡がとれない、ということも起きた。

このことから、手話ができる、手話通訳ができる人がどこにもいるということが、災害時がおきてもろう者はいつでも情報にアクセスする、コミュニケーションをとることが可能になる、ということが考えられた。

この報告から、どこにいても如何なる状況にあっても、手話ができる、手話通訳ができる人がある、という社会を実現するために、手話言語法（仮称）が不可欠であるということが示されたともいえよう。

事例について

- ※ 避難所にいながら書いたものなので、文章の間違い、誤字脱字があってもできるだけ修正せずにそのままにしています。分析にあたって、第三者から見ても分かりやすいように補足情報を追加しています。
- ※ 携帯会社などの固有名詞などは置き換えています。

研究3：東日本大震災でろう者が直面した問題状況の類型化

－新聞記事及び被災したろう者との面接による情報収集を通して－

1. 問題と目的

3. 11の東日本大震災は、手話を使うろう者に予想を上回る数多くの問題を経験させることになった。我が国に手話を言語として使用する人が存在していることは自明であるにも関わらず、東日本大震災の発災直後から復旧期に至るまで多くのろう者の生命・安全が常に脅かされ、かつ数十名のろう者が死亡した。死因の1つに、音声メディアで発せられる大津波警報を把握できなかったために避難できずに襲われたと考えられている。筆者も被災者と支援者の両方を経験し、こうした悲壮な出来事における根本の問題として、手話を使う権利が保障されていないことに背景にあるのではないかとと思われることが幾度もあった。

そこで本報告では、東日本大震災の発災直後から復旧期にわたって手話を使うろう者に起きた問題状況に関する文字資料を整理・類型化し、手話をめぐってどのような権利が確保される必要があったのかを検討することを目的とする。

2. 方法

次の2つの文字資料をもとに、手話を用いるろう者が直面した問題状況を抽出する。1つは、2011年3月11日から2011年12月までの間に掲載された新聞記事で「東日本大震災」と「聴覚障害」に関連するもの。もう1つは、筆者が支援活動で会ったろう者との面接を記録したもの。抽出した問題状況に関するデータ群を類型化し、カテゴリーを生成した。

3. 結果

上記の方法で分析した結果、以下の通り5つに分類された。以下、各カテゴリーの内容を述べる。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 手話を用いるろう者を対象とした警報や緊急避難情報の通報システムが整備されていない2. 避難所等における災害情報及び生活情報等のアクセスが保障されていない3. 行政及び自治体の手話による通訳または窓口対応体制が整備されていない4. 避難所や仮設住宅における情報通信インフラの整備が遅れている5. 生活や心のケア等に関する相談窓口の連絡手段が電話のみに一本化されている |
|---|

(1)手話を用いるろう者を対象とした警報や緊急避難情報の通報システムが整備されていない

5つのカテゴリーのうち1では、発災直後の初動期でいかに情報をろう者も確認できるようなメディアで迅速かつ正確に発信できるのかが、その直後の生命を左右するほどの重要な事項であるため、新聞でも多くとりあげられていた。以下、該当するデータを示す。

①読売新聞 2011年4月4日より一部抜粋

聴覚障害者に届かない情報…津波にも気付かず（網掛けは記事の見出し）

「岩手、宮城、福島県によると、身体障害者手帳を持つ聴覚障害者は3県で計約1万9000人。全日本ろうあ連盟などによると、宮城県内には3日現在少なくとも19避難所に31人の聴覚障害者が避難生活を送っているが、同県内の約60人の手話通訳士も被災した人が多く、活動できるのはわずか5人ほどという。ただ、自治体の中には聴覚障害者向けの警報器を用意しているケースもある。仙台市は、沿岸部の聴覚障害者のうち希望者には光と文字で津波を知らせる警報器を住宅内に配備してきたが、十分とは言えないのが現状だ。宮城県内のある夫婦は地震発生後、近くの人に腕を引っ張られるがままに高台へ連れて行かれ、後ろを振り向いて初めて津波が押し寄せていたことを知ったという。」

②毎日新聞 2011年6月23日 地方版より一部抜粋

鵜の目・鷹の目：聴覚障害者、災害情報が届かず 文字受信、課題に

「東日本大震災発生時、津波情報や給水場所などの災害情報を地域住民に広く知らせる防災行政無線を通じた情報を、聴覚障害者の多くが得られていなかった実態が浮かんできた。防災行政無線は音声情報のみの自治体が大半であるためだ。聴覚障害者の情報源となり得る文字情報を提供できる自治体の中では、震災を機に、聴覚障害者用に文字で情報を得られる個別受信機を新たに整備することを検討する自治体も出始めている。

「周りの同僚が避難する後を追い、一緒に社内の避難場所に避難するしかなかった」
聴覚障害を持つ大内正和さん（48）＝日立市折笠町＝は、3月11日の震災当時、同市日高町の会社で勤務中だった。津波の発生を受け、市内に92基ある防災行政無線から高台への避難を呼び掛ける放送が流れたが、大内さんの耳には全く届かなかった。

津波があったことを知らない大内さんは、午後5時ごろ、海岸から約500メートル離れた自宅へ戻ろうと、会社から車で出た。自宅に着いて驚いた。4軒先の海に一番近い住宅が津波でつぶれていた。自宅は床上浸水で済んだが、周りのブロック塀は、高さ5メートルの辺りまで水をかぶった跡があった。「その時初めて、怖いと思った」。大内さんは振り返る。

大内さんが会長を務める市聴覚障害者協会が震災後、会員54人を対象に行ったアンケートに20人が回答。7人が「情報をもらっていない」と答え、うち6人が「防災行政無線の内容を知りたい」と苦言。一方、「情報をもらった」と答えた13人も、友人や親族からのメール、隣の人

に教えてもらったなどで、行政側から情報を受け取ったのは「障害福祉課とのファクスやりとり」と答えた1人だけだった。同協会などが6月上旬、市職員らを招いて開いた懇談会でも、参加者から「市職員が手話通訳も兼ねて避難所を回るなどしてもらえれば助かる」「情報がなく、周りのまねをして逃げた」など、健聴者との「情報格差」を指摘する声が相次いだ。

防災行政無線には、音声情報だけを伝達するアナログ方式と、音声情報に加えて文字情報の送信も可能なことから、聴覚障害者の情報源となり得るデジタル方式がある。総務省関東総合通信局によると、県内でデジタル方式を導入しているのは、一部地域のみの場合も含めて10市町。31市町村はアナログ方式で、3市村は防災行政無線自体が未整備だ。日立市を含め、津波被害に遭った沿岸部の自治体は、神栖市以外すべてアナログ方式。デジタル方式の神栖市でも、聴覚障害者用に文字表示が可能な個別受信機は整備していないため、自宅にファクスを送信しているという。

東京都福生市ではデジタル方式導入を機にこのような受信機を50台所有し、希望者に貸し付けている。しかし県内では、デジタル方式の10市町でも、こうした受信機を所有する自治体はない。福生市では総事業費約1億7969億円かかったといい、財政面がネックだ。神栖市防災安全課は「今後、聴覚障害者用個別受信機の配布を検討する。震災をきっかけに新たな予算として認められるかもしれない」としている。

県障害福祉課によると、県内の聴覚障害者は7054人（3月末現在）。そのすべてが震災や津波などの際、防災行政無線による情報が得られないのが実情だ。」

③カナコロ 2011年6月5日より一部抜粋

被災した聴覚障害者が証言「情報が届かない恐怖、津波警報もきしむ音も聞こえず」

「東日本大震災で甚大な津波被害に見舞われた宮城県石巻市の大田原眞也さん（51）が4日、横浜市内で開かれたチャリティーイベントで被災体験を伝えた。大田原さんは幼児期に高熱を患い聴力を失った聴覚障害者。…中略…3月11日、大田原さんは勤務先の合板工場で巨大地震に襲われた。これまでに体験したことのない強い揺れ。建物がきしむ音や照明が落下する音も聞こえない中、屋外に逃げ出した。

避難所に向かう途中で目に映ったのは、「いつもと変わらない風景」。実際は津波警報やサイレンが鳴り響き、避難を呼び掛ける広報車が走っていたが、目前に迫る危機を知らせる情報が届くことはなかった。

…中略…音のない恐怖一。この時ほど痛切に感じたことはなかった、と大田原さんは振り返る。携帯メールやファクスも不通となり、安否情報や水の入手方法すら把握できない日々が4日ほど続いた。ほかの避難者らに筆談で思いを伝えるにも限界があり、手話通訳が派遣されるまでの3週間は途方に暮れ、孤立感にも襲われた。」

④毎日新聞 2011年12月24日 東京朝刊より一部抜粋

東日本大震災：障害者死亡率2倍 迫る津波、救援後手 電話通じず、警報聞けず

「住民の死亡・行方不明が700人以上に及んだ宮城県名取市閑上（ゆりあげ）地区。聴覚障害者の渡辺征二さん（70）は地震発生時、やはり耳の聞こえない妻勝子さん（66）と自宅にいた。征二さんの兄敏正さん（74）が血相を変えて車で駆けつけてきたのは50分後。「早く乗れ！」。敏正さんは津波が来ると手ぶりで伝え、夫婦を車に押し込んだ。川沿いの土手を飛ばす車の数メートル後ろに黒い波が迫り、土手下の車と人をのみ込んだ。「30秒遅ければ、私たちも命がなかった」と敏正さんは振り返る。征二さん夫婦は普段テレビもあまり見なかった。消防団や地区の役員らが避難を呼びかけたようだが、聞こえない2人には伝わらず、「津波は全くわからなかった」（征二さん）という。」

⑤被災者へのインタビュー等で収集した情報

「岩手県沿岸部で亡くなった聴覚障害者は津波が来ることは分からずに逃げ遅れた可能性。」
「スピーカーだけで避難の連絡がなされていたので、私は全然気づかなかった。たまたま他の人たちが慌てたように逃げている様子を見て只事ではないと思い、後を追いかけていった。」

（２）避難所等における災害情報及び生活情報等のアクセスが保障されていない。

このカテゴリでは、発災直後から救急救命期の段階において、生命・安全がかりうじて確保された後、食糧等を確保して生きていく際に、どのような問題が生じているのかを述べられている。

①読売新聞2011年4月4日より一部抜粋

聴覚障害者 情報届かない…厚労省、手話通訳士派遣へ

「話しかけられていることに気付かず、避難所でぶしつけな人だと思われてしまう」。「情報を得ようとずっと周囲を見ていなければならず、疲労がたまる」——。宮城県ろうあ協会の手話通訳士宮沢典子さん（50）は避難所でこんな声を耳にすることが多いという。岩手、宮城、福島県によると、身体障害者手帳を持つ聴覚障害者は3県で計約1万9000人。全日本ろうあ連盟などによると、宮城県内には3日現在少なくとも19避難所に31人の聴覚障害者が避難生活を送っているが、同県内の約60人の手話通訳士も被災した人が多く、活動できるのはわずか5人ほどという。厚労省はこうした状況を踏まえ、各都道府県に手話通訳士の派遣を要請した。11日から有志を派遣する計画で、岩手県障がい保健福祉課は「必要な場所に手話通訳士が配置されるよう調整したい」としている。同連盟などで作る東日本大震災聴覚障害者救援中央本部は、3月下旬から手話通訳士の派遣を始め、現在4人が宮城県で活動している。このほか同本

部は、避難所でテレビに取り付けることで手話や字幕の視聴が可能になる機器の設置を行政に要請している。」

②岩手日報 2011年4月13日より一部抜粋

救おう被災聴覚障害者 県ろうあ協会などが支援団体

「被災地ではテレビがなかなか見られず、視覚による情報を知りたいなどストレスを抱えている人もいるという。」

③毎日新聞 2011/05/12 地方版より一部抜粋

聴覚障害者へＣＳで災害情報

「東広島市は、耳の不自由な人のために災害情報を手話や字幕付きで流すＣＳ放送番組の受信機を、市内18カ所に設置した。災害時に被害状況や救援物資の配布場所などの情報を伝える。番組を流すＮＰＯ法人ＣＳ障害者放送統一機構（大阪市）によると、設置した施設数は全国の自治体で最多という。

受信機をテレビにつなぐと、災害時に被害状況や相談窓口などの情報を伝える番組を視聴できる。ＣＳ障害者放送統一機構が自主制作した番組のほか、ＮＨＫや民放の災害関連番組に字幕や手話通訳を加えて放送する。大地震などの災害発生時には付属の警報装置が点滅し、番組の開始を知らせる。

受信機は市中央生涯学習センターや東広島運動公園体育館など主要15カ所の避難所のほか、市役所のロビーと志和、高屋の両出張所に配備した。市福祉部は「避難所に行けば確実に生活情報が入手できるという安心感を提供したい」としている。

④カナコロ 2011年6月5日より一部抜粋

被災した聴覚障害者が証言「情報が届かない恐怖、津波警報もししむ音も聞こえず」

「携帯メールやファクスも不通となり、安否情報や水の入手方法すら把握できない日々が4日ほど続いた。ほかの避難者らに筆談で思いを伝えるにも限界があり、手話通訳が派遣されるまでの3週間は途方に暮れ、孤立感にも襲われた。」

⑤被災者へのインタビュー等で収集した情報

「避難所で炊き出しの知らせが聞こえず、食事がもらえなかった。」

「声をかけても手話ができないとわかるとすぐ敬遠されてしまう。」

「手話ができなくてもいいから身振りや文字などで伝えるようにしてほしい。」

「色々な物資配給のアナウンスが聞こえずもらい損ねる。」

（３）行政及び自治体の手話による通訳または窓口対応体制が整備されていない。

このカテゴリーでは、救急救命期から復旧期の段階において、行政の手続きや生活情報等を獲得する際にどのような問題が生じたのかについて述べられている。

①岩手日報 2011年4月13日より一部抜粋

救おう被災聴覚障害者 県ろうあ協会などが支援団体

「ある避難所では、担当の県職員が筆談で対応しても、パニック状態が収まらない人がいた。そこに聴覚障害のある支援者が行って話を聞いたところ、気持ちが落ち着き、笑顔まで見られるようになった。」

②京都新聞 2011/05/31より全文抜粋

被災障害者と行政橋渡し 県の手話通訳派遣終了

「東日本大震災で被災した聴覚障害者を支援するため、滋賀県が宮城県に送り込んだ手話通訳員の派遣事業が31日終了した。筆談では十分に把握できない聴覚障害者の要望を地元の行政担当者に伝えるなどきめ細かいケアに取り組んだ。

県は、手話通訳員を置いていない被災地の自治体からの要請に基づき、5月18日から宮城県名取市に滋賀県設置の手話通訳員と県聴覚障害者福祉協会の職員2人の計3人を交代で派遣した。

現地では、名取市役所の正面玄関に相談窓口の開設を告知する手書きのポスターを張って利用を呼びかけるとともに、聴覚障害者の自宅も訪問した。仮設住宅の申請や罹災（りさい）証明書の発行手続きなどで30件の相談を受け付け、救援物資の搬送なども手伝った。

18～21日に活動した県設置手話通訳員の田渕千恵子さん（49）は「筆談でのコミュニケーションには限界があり、思いをきちんと伝えられていない人もいた」と話す。津波で家を失い、仮設住宅の申請に訪れた高齢男性からは、手話の中で「兄の隣に住みたい」との希望を聞き出し、行政の担当者に伝えた。

名取市に手話が必要な聴覚障害者は約100人いるが、市として手話通訳員を設置していないため、滋賀県からの派遣は利用者だけでなく、市からも評価を受けたという。田渕さんは「手話の重要性をあらためて感じた。震災を機に通訳員を設置する動きが広がってほしい」と話している。」

（４）避難所や仮設住宅における情報通信インフラの整備が遅れている。

このカテゴリーは、救急救命期から復旧期の段階において避難所や仮設住宅で日々伝達される情報を獲得するための環境整備が整えられていないために、生活面で不利益を被ったりストレスを抱える等の二次的障害が生じた問題を示している。

①岩手日報 2011年4月13日より一部抜粋

救おう被災聴覚障害者 県ろうあ協会などが支援団体

「被災地ではテレビがなかなか見られず、視覚による情報を知りたいなどストレスを抱えている人もいるという。」

②朝日新聞 2011年3月30日より一部抜粋

『■通信 ●N T T東日本 福島支店によると、県内の避難所に設置されている無料の特設公衆電話は30日現在で68カ所、158回線になった。設置場所と回線は以下の通り。…』

③産経ニュース 2011年3月17日より一部抜粋

『津波による被害で電話が全く通じない岩手県大槌町の避難所に臨時の衛星電話が設置された。遠方の親戚や友人に無事を知らせようと、電話の存在を知った住民が17日、雪が降りしきる寒空の中で長蛇の列をつくった。…大槌町に設置された衛星電話は17日現在、避難所となった小学校1カ所に6台だけ。通話は1人2分間に限られ、順番待ちに約30分かかった。N T Tは今後別の避難所にも設置予定。以前は、顧客の安否確認に来た積水ハウスの社員が伝言カードを配り、住民に家族や知人の連絡先と伝言を書いてもらい預かっていた。』

④被災者へのインタビュー等で収集した情報

仮設住宅には、電話回線の引き込みがないためにF A Xが使えないところや、電話はあるが、F A Xがないところなど、聴覚障害者のことが考慮されていないところもある。

(5) 生活や心のケア等に関する相談窓口の連絡手段が電話のみに一本化されている。

このカテゴリーは、主に復旧期の段階において中・長期的に生活や心のケアに関する支援を受けるにあたって地域に様々な支援体制が構築されたにも関わらず、連絡手段が電話のみに限定されたという問題を示している。

①朝日新聞 2011年3月23日より一部抜粋

『県の相談窓口など ライフライン情報 ◆県の総合相談窓口 平日午前9時～午後5時は、029・301・4000。平日の午後5時～翌朝9時と土日祝日は、029・301・5974（または5975）。』

②朝日新聞 2011年3月30日より一部抜粋

『■保険 ○日本損害保険協会 地震保険を契約した損害保険会社が分からなかったり、保険証書をなくしたりした契約者に対し、問い合わせや相談に応じる電話相談窓口を設置した。保険会社にデータが保存されているので、契約者の名前や住所から特定できる。協会内の地震保険契約会社照会センター（0120・501331、平日9時～17時）か、そんがいほけん相談室（0120・107808、平日9時～18時、土・日曜、祝日9時～17時）』

③毎日新聞 2011年6月22日 東京朝刊より一部抜粋

『◇こころ 女性の心のケアホットライン・いわて 電話0120・240・261、10～17時。土日祝日も対応。NPO「参画プランニング・いわて」が実施。被災した女性や支援者の相談に応じる。避難所に出向いての相談会も随時開催。支援の手が届きにくい被災者に対し、個別の要望に応じて物資を届け、話を聞く「デリバリーケア」も実施している。こころの無料電話相談 電話0120・216633、13～20時。日本産業カウンセラー協会が実施。産業カウンセラーが被災者やその家族、支援者の悩みを聞く。土日祝日も対応。東松島市震災後のこころのケア相談窓口 電話0225・82・1111（代表番号、「こころのケア」と交換手に伝える）、平日8時半～17時。眠れない、食欲がない、誰とも話す気にならないなどの症状に対し、市の保健師が相談に応じる。心の電話相談 電話0800・100・6700、平日14～20時。労働者健康福祉機構・産業保健推進センターの専門カウンセラーが被災者やその家族らの相談に乗る。』

4. 考察

以上、被災したろう者が経験した問題状況をカテゴリー別に述べてきた。これらは、単にある方法に情報提供及びコミュニケーションの体制の不足であるというふうに見過されるような問題ではない。まして書記日本語といった代替手段のみで事足りるような問題でもない。ろう者は自分の感情や判断を伝え、思考する上で最も適切な「言語」は手話であり、書記日本語力は、聴力レベル、失聴時期及び教育歴等によって個人差のばらつきが大きい。未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、聴覚障害の有無に関わらず大きな不安や絶望が襲いかかってくるが、そこから立ち直るものは「絆」に象徴されるように間違いなく人と人とのつながりであった。ろう者にとっては日本語よりも手話がわかる・できる人とのつながりの方が重要であるといえる。しかし結果でも明らかになったように、そうしたろう者の存在やニーズを念頭においた支援が行われてはいなかったため、その時々に応じた判断や行動ができず命を失ったり、孤立感や疎外感から大きなストレスを抱えてしまうという、いわば「人災」ともいえる二次的問題が生じてしまったのではないかと考えられよう。その意味で、5つのカテゴリーは「手話そのものに関わる直接的差別事例」としても該当すると思われる。

今後も我が国に大規模な大震災が起きる可能性は十分にある。したがって、上記の問題再発を予防するためにも、一刻も早く「手話を使う」権利を保障し、その上で役所、避難所及び仮設住宅を中心に手話のできる各種専門家、手話通訳者及び手話ボランティア等の配置・派遣、テレビ電話を活用した遠隔手話通訳及び手話コミュニケーションの体制の充実等を図ることを切に望んでやまない。

差別事例アンケート

障害者権利条約の批准を前提とし国内法整備等を目的とした委員会が内閣府に設置され「手話は言語」とする改正障害者基本法が施行されました。現在、全日本ろうあ連盟では、「手話は言語」であることを確固たるものとするべく「手話言語法（仮称）」の制定を目指しています。そのため、立法の根拠となる差別事例を集めていますが、まだまだ事例の数が充分とは言えません。是非とも「〇〇（集会名など）」参加者の皆さまから下記アンケートのご協力をいただきたくお願いいたします。

全日本ろうあ連盟「手話言語法（仮称）」制定推進事業
実務者会議 委員長 久松 三二

＜アンケートについての説明・留意点など＞

- （１）「聞こえない方」、（２）「聞こえる方」と、別々の設問を用意しています。
- （１）、（２）とも、＜教育・家庭・生活・労働・その他＞の場面を設定していますが、どこに当てはまるか分からない場合は、適当で構いません。振り分けはこちらでいたします。
- それぞれに例を記載しています。こういった例があるのか、また、書き方の具体的なイメージがわくよう例示したものであり、例と同じ（または似た）体験をしたかどうかを尋ねているわけではありません。苦しかったこと、辛かったことなどを自由にご記入ください。
- できれば、「いつ」「どこで」がわかるようにご記入願います。わかる範囲で結構です。
- 個人情報や、学校名、会社名などの記入は不要ですが、内容はできるだけ具体的に書いていただけると助かります。
- 守秘義務を遵守し、個人が特定されるようなことはないように処理します。

聞こえない方は右記の（１）をご覧ください。聞こえる方は（２）をご覧ください。
回答用紙（裏面）は共通です。

(1) <聞こえない方にお尋ねします>

ご自分のこれまでの教育や家庭、生活、労働などの中で「手話を獲得する・使用する」場面で、苦しかったこと、つらかったこと、いやと思ったことがありますか？ もしおありでしたら、その体験をいくつか教えて下さい。以下、例をいくつか挙げますので参考にしてください。

【教育において】「私は子どものときろう学校幼稚部にいた。手話を使うたびに手を叩かれた。どうして叩かれたのか理由が分からないので、そのときを思い出しても苦しい」など

【家庭において】「中学生のとき、家族みんなは手話ができてなくて、家族の会話に入れなかった。寂しかった、悔しい気持ちだった。親は私が生まれたときにろう学校から手話を使ったらしゃべれなくなりますよ、と言われたため、手話を覚えなかった。」など

【生活において】「2年前に地域のデイサービスを利用したが、私以外は聞こえる人たちだけで、手話ができるスタッフがいなくて、言っていることが分からず孤立した。手話で話ができる仲間がいなかった」など

【労働において】「朝礼に手話通訳を付けてほしいという要望を去年したが、会社に断られた。そのため、何も分からずに、あとで上司に『朝礼のときあれほど言ったのに』と怒られたが、全く分からない。」など

【その他】「この前、ろう者の友達と一緒に手話で話しながら歩いていたら、自転車に乗っていた人に気味が悪いものを見ているみたいにじろじろ見られた。不愉快な気持ちだった。」など

(2) <聞こえる方にお尋ねします>

あなたは、聞こえない方が教育、生活、労働などの場面で手話を使用する際、不利な扱いを受けたのを見たことがありますか？（聞こえない子をもつご家族の場合は、聞こえないお子様を育てる中で、不利な扱いを受けたことがありますか？） もしおありでしたら、体験をいくつか教えて下さい。以下、例をいくつか挙げますので参考にしてください。

【教育において】「自分の子どもがろうで、子どもがろう学校に入る前に、ろう学校に手話で教えてほしいとお願いしたら拒否された。手話を覚えたら日本語を獲得できなくなりますよ、と言われた。」など

【家庭において】「ろう者の『きょうだいの結婚式』の通訳依頼を受けたが、聞こえる両親から『親戚の手前、端っこで。目立たないように！』と何度も言われた。手話に対する誤解をもっていた。」など

【生活において】「〇〇年春に、病院で施設に入所している聴覚障害者に会ったら足が痛いという。引率の施設職員は手話ができず、その場で通訳するしかなかった。結果、医師から『だいぶ以前に骨折している』と言われた。もし、職員が手話ができたら、その聴覚障害者は痛みを感じたらすぐに言えた。」など

【労働において】「会社から面談の手話通訳を依頼されて行ったが、ろう者が目の前にいるのに『ここは通訳しないで下さい』と言われた。」「あるろう者が働いている会社は英語-日本語通訳はいろいろと利用しているのに、ろう者が出席する会議に手話通訳が必要と会社に申し出たら『手話は言語じゃない。ボランティアでしょ』と拒否された。」など

【その他】「あるろう者の家の隣に住んでいる人から、ろう者の手話（表情）が怖いといわれた」など

FAX 03-3267-3445 宛

(所定の場所にご提出いただくか、後日FAXでお送りください)

あなたは聞こえない方ですか？ 聞こえる方ですか？

また、いつ頃のことなのかの参考にするために年齢を教えてください。

② 聞こえる (歳)

↓

聞こえる方のみ、立場を教えてください。

・家族

- ・手話通訳者

・その他[]

.....あなたの体験を教えてください.....

場面（○で囲んでください） → 教育・家庭・生活・労働・その他

1. いつ? () 2. どこで? ()

3. どんな内容でしたか？

場面（○で囲んでください） → 教育・家庭・生活・労働・その他

1. いつ? () 2. どこで? ()

3. どんな内容でしたか？

場面（○で囲んでください） → 教育・家庭・生活・労働・その他

1. いつ？（ ） 2. どこで？（ ）

3. どんな内容でしたか？

場面（○で囲んでください） → 教育・家庭・生活・労働・その他

1. いつ？（ ） 2. どこで？（ ）

3. どんな内容でしたか？

場面（○で囲んでください） → 教育・家庭・生活・労働・その他

1. いつ？（ ） 2. どこで？（ ）

3. どんな内容でしたか？

お忙しい中、ご協力有り難うございました。皆様のご体験を「手話言語法（仮称）」の中に取り入れるために全力をつくしたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

全日本ろうあ連盟 「手話言語法（仮称）」制定推進事業

実務者会議 委員長 久松三二